

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

| 種 類 | 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値 | | 汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³) |
|------|---------------------|-----------------|---|
| | 水素イオン濃度 (水素指数) | 化学的酸素要求量 (mg/l) | |
| 四六一二 | 二 | 七 | 常 最 大 |
| | 三 | 五 | |
| " | 二 | 七 | 常 最 大 |
| | 三 | 五 | |
| " | 二 | 七 | 常 最 大 |
| | 三 | 五 | |
| " | 二 | 七 | 常 最 大 |
| | 三 | 五 | |

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

| No. 1 排 水 口 | 排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値 | | 排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m ³) |
|-------------|---------------------|-----------------|---|
| | 水素イオン濃度 (水素指数) | 化学的酸素要求量 (mg/l) | |
| 七 | 五・八 | 一 | 常 最 大 |
| | 八・六 | 一 | |
| " | 五・八 | 一 | 常 最 大 |
| | 八・六 | 一 | |
| " | 五・八 | 一 | 常 最 大 |
| | 八・六 | 一 | |

山口県告示第百六十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。
 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十二年四月九日から同月三十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市環境経済部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年四月九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 氏名又は名称 ジャパンファインスチール株式会社
 住 所 山陽小野田市石井手一丁目一九番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 名称 ジャパンファインスチール株式会社

所在地 山陽小野田市石井手一丁目一九番一号
 三 特定施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

| 種 類 | 構 造 | | 使用の方法 |
|-----------|------------|-------------|---------------------|
| | 能 力 | 工 事 着 手 日 期 | |
| 六三〇口 (六基) | (kg/日) 一・八 | 平成二二、五二二 | 連 続 二 四 時 間 変 動 な し |
| | (t/日) 六〇 | 平成二二、五三二 | |
| 六五 (六基) | " | " | " |
| | " | " | |
| 六六 (六基) | " | " | " |
| | " | " | |

備考 「六三〇口」、「六五」及び「六六」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十三号の金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する電

解式洗浄施設、第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設及び第六十六号の電気めつき施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

| 種 類 | 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値 | | 備 考 |
|--------------|---------------------|--------------------|---------------------------|
| | 水素イオン濃度 (水素指数) | 化学的酸素要求量 (mg/l) | |
| 六三一口 (六基) | 七 | 二〇 | 備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。 |
| 六五 | 三 | 二〇 | |
| 六六 | 二 | 三〇 | |
| 六六 (六基) | 一・三 | 四〇 | |
| 六六 (六基) | 八 | 五〇 | |
| 六六 (六基) | 六 | 二〇 | |

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

| 種 類 | 構 造 | 能 力 (m³/日) | 処 理 の 方 式 | 間 隔 時 間 | 概 季 節 的 変 動 の 要 求 | 工 事 着 手 予 定 年 月 日 | 工 事 完 成 予 定 年 月 日 | 使 用 開 始 予 定 年 月 日 |
|--------|---------|---------------|-----------|---------|-------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 排水処理施設 | コンクリート製 | 一、二〇〇 | 凝集沈殿 | 連続 | なし | (既) | | (設) |

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

| 種 類 | 項 目 | | 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値 | 汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m³) |
|--------|--------------------|-------|---------------------|----------------------------|
| | 処 理 前 | 処 理 後 | | |
| 排水処理施設 | 水素イオン濃度 (水素指数) | 三 | 七・五 | 八・五 |
| | 化学的酸素要求量 (mg/l) | 一七 | 八 | |
| | 浮遊物質 (mg/l) | 四三 | 八 | 一 |
| | 銅 (mg/l) | 一・九 | 一 | |
| | 素 (mg/l) | 一〇 | 五 | 〇・四 |
| | 燐 (mg/l) | 六 | 〇・八 | |
| | 汚水等の一日当たりの量 (m³) | 八五三・五 | | 九六八 |

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

| No. 6 排水口 | No. 5 排水口 | No. 3 排水口 | No. 2 排水口 | No. 1 排水口 | 排水 | | 水の汚染状態の値 | | 排水の一日当たりの量(m ³) |
|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|----------------|------------|---------|-----------------------------|
| | | | | | 水素イオン濃度(水素指数) | 化学的酸素要求量(mg/l) | 浮遊物質(mg/l) | 銅(mg/l) | |
| " | " | " | " | 七・二 | 通常 | 七・九 | 通常 | 三 | 八五三・五五 |
| " | " | " | " | 八・五 | 最大 | 二〇 | 最大 | 五 | 九六九・一 |
| 七・一 | 三・六 | 二・一 | 六・九 | 七・九 | 最大 | 二〇 | 最大 | 八・七 | 二五 |
| 二 | 六・二 | 四・二 | 二 | 一一・四 | 最大 | 二〇 | 最大 | 四・七 | 二五 |
| 九 | 一〇 | 八 | 八・八 | 七・九 | 最大 | 二〇 | 最大 | 八・七 | 二五 |
| " | " | " | 検出せず | 一 | 最大 | 二〇 | 最大 | 四・七 | 二五 |
| " | " | " | 三・六 | 三 | 最大 | 二〇 | 最大 | 四・七 | 二五 |
| " | " | " | 二・三 | 三 | 最大 | 二〇 | 最大 | 四・七 | 二五 |
| " | " | " | 四・五 | 五 | 最大 | 二〇 | 最大 | 四・七 | 二五 |
| " | " | " | 〇・三 | 〇・四 | 最大 | 二〇 | 最大 | 四・七 | 二五 |
| " | " | " | 〇・六九 | 〇・八 | 最大 | 二〇 | 最大 | 四・七 | 二五 |
| " | " | " | 一・二 | 〇・八 | 最大 | 二〇 | 最大 | 四・七 | 二五 |
| " | " | " | 一・九 | 八五三・五五 | 最大 | 二〇 | 最大 | 四・七 | 二五 |
| " | " | " | 二五 | 九六九・一 | 最大 | 二〇 | 最大 | 四・七 | 二五 |
| " | " | " | 四〇 | " | 最大 | 二〇 | 最大 | 四・七 | 二五 |

山口県告示第百六十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十二年四月九日

山口県知事 二井 関成

| 名 医 | 療 称 | 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|------------|------------------|------------------|------------|
| たお内科クリニック | 宇部市島二丁目四番一―号 | 宇部市島二丁目四番一―号 | 平成二〇、一二、三一 |
| なかや歯科 | 防府市開出本町一四番一―号 | 防府市開出本町一四番一―号 | 平成二一、一一、二五 |
| セガミ薬局宇部店 | 宇部市大字西岐波七三〇の一 | 宇部市大字西岐波七三〇の一 | 平成二二、一一、二九 |
| サンワ調剤薬局防府店 | 防府市駅南町一四番二六号 | 防府市駅南町一四番二六号 | " " " " |
| オタ薬局牛野谷店 | 岩国市牛野谷町三丁目三九番一八号 | 岩国市牛野谷町三丁目三九番一八号 | " " " " |
| ハート薬局 | 長門市東深川一三八四の一 | 長門市東深川一三八四の一 | " " " " |

山口県告示第百七十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助の

ための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十二年四月九日

山口県知事 二井 関成

| 名 医 | 療 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|---------------|------------------|------------------|-----------|
| 医療法人たお内科クリニック | 宇部市島二丁目四番一―号 | 宇部市島二丁目四番一―号 | 平成二一、一一、一 |
| うしのや調剤薬局 | 岩国市牛野谷町三丁目三九番一八号 | 岩国市牛野谷町三丁目三九番一八号 | 平成二二、一二、一 |
| あい薬局長門店 | 長門市東深川一三八四の一 | 長門市東深川一三八四の一 | " " " " |

山口県告示第百七十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十二年四月九日

山口県知事 二井 関成

立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに萩市農林水産部林政課、岩国市産業振興部農林振興課、光市経済部水産林業課、柳井市経済部農林水産課、周防大島町役場及び上関町役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定をする件(平成十年農林水産省告示第千二百四十号)に定めるところ(森林法第二十五条第一項に規定する重要流域に係るものを除く。)による。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
変更しない。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び柳井市経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百七十七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成二十二年四月九日

由宇港湾湾管理者

山口県

山口県知事 二井 関成

一 埋立区域

(一) 位置

岩国市由宇町南沖二丁目七七九〇の四地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点と2の地点を結ぶ昭和四十五年八月十日付け指令港湾第二二四八号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L. + 三・一〇メートル)、2の地点と3の地点を結ぶ平成五年秋分の満潮位(D.L. + 三・一八メートル)における公有水面と由宇港三号防波堤との境界線、3の地点から5の地点ま

でを順次結んだ線及び1の地点と5の地点を結んだ線に囲まれた区域

1の地点 岩国市由宇町字深山の銭坪山二等三角点(北緯三四度〇〇分三九・九一五秒東経一三二度一分四八・一六四秒)(以下「基準点」という。)から三二度三八分〇五秒三、八六七・四六メートルの地点

2の地点 基準点から三二度二四分二四秒三、九五七・八六メートルの地点

3の地点 基準点から三二度四八分〇六秒四、〇六八・二八メートルの地点

4の地点 3の地点から二八度五八分五四秒七三・〇八メートルの地点

5の地点 4の地点から一八八度三一分〇五秒一七〇・二九メートルの地点

(三) 面積

一七、八九五・五八平方メートル

二 免許の年月日及び番号

平成六年二月十八日 指令港湾第八二二号

三 関係図書を閲覧できる市町

岩国市

四 認可を受けた者

山口市滝町一番一号

山口県

山口県知事 二井 関成

五 認可の年月日

平成二十二年三月二十六日



(九八) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十二年五月二十四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年四月九日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十二年三月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 徳山大学クラブ

代表者の氏名 田中 龍哉

主たる事務所の所在地 下松市瑞穂町一丁目三番一六一二〇五号

三 定款に記載された目的

地域に根差したスポーツクラブをめざし、地域社会に対して、サッカー競技の普及及び発展に関する事業を行い、スポーツの振興及び青少年の健全育成に寄与すること。

〔九九〕 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成二十二年五月二十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年四月九日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十二年三月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人優喜会

代表者の氏名 富田 勝久

主たる事務所の所在地 光市大字小周防一六五八番地の一

〔一〇〇〕 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十二年四月九日から同年八月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年四月九日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ザ・モール周南、星プラザ

所在地 下松市中央町二一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

合同会社下松タウンセン 下松市中央町二一番三号 青木 岳彦

三 変更に係る事項の概要 下松商業開発株式会社 " " " " " " 金織 俊弘

| | | | |
|---|-------------------------------------|------------------------------------|-------------|
| 変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 合同会社西友 | 変更前 エドワード・ジェームズ・カレッジ・エッセイ キー | 変更後 野田 亨 |
|---|-------------------------------------|------------------------------------|-------------|

四 届出年月日

平成二十二年三月二十四日

五 変更年月日

平成二十二年二月一日

〔一〇一〕 大規模小売店舗立地法第五条第五項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計の変更の届出がありました。

平成二十二年四月九日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 周東ショッピングセンター

所在地 岩国市周東町下久原六〇四

二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

一、四九九平方メートル

三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

四 零平方メートル
大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
平成二十一年十二月三十日

(一〇二) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。
平成二十二年四月九日

| | | |
|-----------|-------|--------------------|
| 退任した役員 | 山口県知事 | 二井 関 成 |
| 土地改良区の名 | 理事の別 | 氏 名 |
| 周東川越土地改良区 | 理 事 | 安永 博彦 岩国市周東町瀬越二三七六 |

(一〇三) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。
平成二十二年四月九日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の名称

県営平生南地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

二 工事完了の時期

平成二十二年三月三十日

(一〇四) 県営川西地区経営体育成基盤整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県営川西地区経営体育成基盤整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十二年四月九日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営川西地区経営体育成基盤整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十二年四月十二日から同年五月六日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一〇五) 県営みね地区中山間地域総合整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県営みね地区中山間地域総合整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十二年四月九日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営みね地区中山間地域総合整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十二年四月十二日から同年五月六日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一〇六) 種畜証明書の交付

次の家畜につき、家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号の種畜証明書を交付しました。

平成二十二年四月九日

山口県知事 二井 関 成

| 種畜証明書番号 | 名 | 前 | 品 種 | 生年月日 | 産 地 | 検査成績 | 飼養者の住所及び氏名又は名称 |
|----------|--------------------------------|---|-----|-----------|-------|----------|----------------|
| 臨平二一〇八三二 | 山口県平成太一(〇八)子山黒二二四六六四七四黒毛和種(三二) | | | 平成二〇、八、一三 | 山口県一級 | 美祢市伊佐町河原 | 山口県農林総合技術センター |

平成二十二年四月九日印刷
発行

発行所

山口県知事

| | |
|------------|-----|
| 一五 | ページ |
| 上 | 段 |
| 左から 一一二 | 行 |
| 錢壺・三等三角点 | 誤 |
| 錢坪山・二等三角点 | 正 |

平成六年二月十八日山口県告示第百二十五号（公有水面の埋立ての免許）

| | |
|-----------|-----|
| 七 | ページ |
| 上 | 段 |
| 一一 | 行 |
| 錢壺・三等三角点 | 誤 |
| 錢坪山・二等三角点 | 正 |

正誤
平成五年十一月五日山口県告示第百五十八号（公有水面の埋立ての免許の出願）

